

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 理事長及び業務執行理事については、報酬及び退職金を支給する。

(2) 理事長及び業務執行理事でない理事、評議員及び監事（以下、「非業務執行理事等」という。）については、業務に応じた報酬及び退職金を支給する。

2 理事長及び業務執行理事に対する退職金は、理事として任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3 非業務執行理事等に対する退職金は、非業務執行理事等として 2 期以上の任期を満了、又は辞任により退任した者に支給する。

(理事長及び業務執行理事の報酬等の算定方法)

第 3 条 理事長及び業務執行理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第 1 に定める額

(2) 退職金については、別表第 2 に定める額

(3) 退職金の算定にかかる就任期間は、第 5 条第 2 項に定める在任期間を除く。

(4) 通勤費については、別表第 3 に定める額

(5) 理事長及び業務執行理事が職務のため出張をしたときは、経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算された旅費、もしくは用務上の必要や天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算された旅費の実費相当額（交通費（鉄道賃、船賃、航空費、車賃とする。）、宿泊料（宿泊一夜につき、10,900 円を上限とする。））を別途支給する。

(非業務執行理事等の報酬等の算定方法)

第 4 条 非業務執行理事等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第 4 に定める額

(2) 退職金については、別表第 5 に定める額

(3) 退職金の算定にかかる就任期間は、この規程適用前の就任期間も通算するものとする。

(4) 非業務執行理事等が職務のため出張をしたときは、経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算された旅費、もしくは用務上の必要や天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計

算された旅費の実費相当額（交通費（鉄道賃、船賃、航空費、車賃とする。）、宿泊料（宿泊一夜につき、10,900円を上限とする。））を別途支給する。但し、大阪府内への出張については支給しない。

（職員給与との併給及び退職手当の支給）

- 第5条 事業団職員（以下「職員」という。）が職員として在籍のまま理事長及び業務執行理事である期間は、第3条に定める報酬の支給はせず、職員の給与に関する規則に基づき、給与を支給する。
- 2 職員から、退職手当の支給を受けることなく引き続き理事長及び業務執行理事となった者については、満60歳に達した日の属する年度の末日までの理事長及び業務執行理事としての在任期間を職員としての勤続期間とみなして職員の退職手当に関する規則の規定する退職手当（同規則中「給料月額」とは、理事長及び業務執行理事就任直前の職員の給与に関する規則に基づき支給されていた給料月額をいう。）を支給する。

（報酬等の支給方法）

- 第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
- （1）理事長及び業務執行理事の報酬については、支給日は17日（その日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその翌日）とする。
- （2）退職金については、退職後7日以内に支給する。
- 2 非業務執行理事等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

（報酬等の日割り計算）

- 第7条 新たに理事長及び業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 理事長及び業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

- 第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- （1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

- 第9条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 (平成29年3月24日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 昭和50年3月24日制定の社会福祉法人大阪府社会福祉事業団役員の報酬等に関する規程は、この規程の実施をもって廃止する。

附 則 (平成30年6月26日)

この規程は、平成30年6月26日から施行する。

別表第1（理事長及び業務執行理事の報酬）

役職名	報酬月額
理事長	830,000円
専務理事	800,000円
常務理事	780,000円

別表第2（理事長及び業務執行理事の退職金）

退職の日におけるその者の報酬月額×係数①×係数②

就任期間	係数①
1年以上10年以下の期間の部分について	1年につき100分の90
11年以上20年以下の期間の部分について	1年につき100分の99
21年以上の部分について	1年につき100分の108

就任期間	係数②
1年以上5年以下の者	1年につき100分の60
6年以上10年以下の者	1年につき100分の75
11年以上19年以下の者	1年につき100分の80

※就任期間は、就任した日の属する月から退任した日の属する月までとする。就任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

別表第3（理事長及び業務執行理事の通勤費）

- 1 通勤費は、4月と10月の支給日に支給する。但し、当該月以外で就任した場合の就任時の通勤費は、日割りによって支給する。
- 2 通勤費は、次に掲げる場合に、理事長及び業務執行理事に対して支給する。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。
- (1) 通勤のために交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする場合
支給額：その者の6箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額
- (2) 通勤のために自転車等交通用具を使用することを常例とする場合
支給額：次の支給基準に定める月額に6を乗じた額

自転車等の使用距離	支給要件と月額	
	他に利用する交通機関がない等の理由により自転車等を利用する場合	身体障害により歩行することが著しく困難であるため自転車等を利用する場合
片道5km未満	2,000円	2,900円
片道5km以上10km未満	4,100円	6,000円
片道10km以上15km未満	6,500円	9,400円
片道15km以上20km未満	8,900円	12,800円
片道20km以上25km未満	11,300円	16,200円
片道25km以上30km未満	13,700円	19,700円
片道30km以上35km未満	16,100円	23,200円
片道35km以上40km未満	18,500円	26,700円
片道40km以上45km未満	20,900円	29,900円
片道45km以上50km未満	23,300円	33,300円
片道50km以上55km未満	25,700円	36,800円
片道55km以上60km未満	28,100円	40,200円
片道60km以上	30,500円	43,600円

- (3) 通勤のために交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等交通用具を使用することを常例とする場合
支給額：(1)と(2)の合計額
- 3 1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額が50,000円を超えるときは、その額と50,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円）を50,000円に加算した額を支給する。

別表第4（非業務執行理事等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

（2）理 事

	日額
理事会等会議への出席	25,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	25,000円

（3）監 事

	日額
監事監査、理事会等会議への出席	25,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	25,000円

別表第5（非業務執行理事等の退職金）

就任期間	金額
4年以上6年未満の期間	20,000円
6年以上8年未満の期間	30,000円
8年以上10年未満の期間	40,000円
10年以上	50,000円